

3 議題

(1) 諮問：「熊本城みどり保存管理計画（案）」について

- ① 策定に向けた経緯・審議状況・・・資料 2-1
- ② 前回委員会での質問（他城郭での古樹等の制度事例）に対する回答
- ③ 熊本城みどり保存管理計画（案）に対する委員からのご意見と対応状況
・・・資料 2-2～資料 2-11
- ④ 今後のスケジュール（予定）
 - ・ 12/1 文化財保護委員会（報告）
 - ・ 12月中旬以降 市役所内部での決裁 ⇒ 計画の策定
 - ・ 1月～ 計画の周知、事業実施
- ⑤ 市民への周知方法について
 - ・ 周辺校区への概要版の回覧
 - ・ 市政だよりへの掲載
 - ・ 市 HP への掲載
 - ・ オープンハウスの開催
(旧細川刑部邸で行われる秋のお城まつりにて来城者への周知)

○策定に向けた経緯・審議状況

時期	会議名・内容・計画策定名
平成30年3月	「特別史跡熊本城跡保存活用計画」策定 (うち、第4章第6節 緑の保存管理)
平成30年10月	熊本城跡保存活用委員会計画部会 ・本計画の策定に向けたフローについて確認
平成31年3月	熊本城跡保存活用委員会 ・上記承認
令和2年7月	熊本城跡保存活用委員会 ・「熊本城樹木点検のてびき(案)」承認 ・樹木医による点検実施予定について(報告)
令和2年7月	「熊本城樹木点検のてびき」策定
令和3年7月	熊本城跡保存活用委員会 ・樹木点検結果(報告) ・策定スケジュール、計画骨子について(承認)
令和3年11月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画 内容について審議 (危険木、遺構影響木、植栽の歴史検証等)
令和4年3月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画 内容について審議 (遺構影響木、古樹・桜の保護育成等)
令和4年8月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画(素案)について審議
令和4年11月 (今回予定)	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画(案)について承認

令和4年10月
・みどり保存管理計画(案)
委員に送付・意見照会

他城郭での古樹等の制度事例

調査内容：古樹等といった認定樹木の制度事例の有無について

調査対象：19城郭（国指定史跡城郭の管理団体のうち市または都道府県が管理している自治体を対象）

調査結果：4城郭が該当ありと回答

城郭	名称	認定基準	認定基準の根拠となる法令	認定樹木の本数や樹種	認定樹木の管理方法
弘前城	弘前市 古木名木	藩政時代(江戸時代)からあると思われる樹木のほか、弘前公園内で特に大切にしている樹木。	なし	19本（サクラ、ネズコ、アイグロマツ、イチョウ、スギ、ウラジロモミ、カヤ、カリン、ツルマサキ）	樹木医資格を有する職員が日常的に点検・管理をしている。
盛岡城	古木	古写真を参考とし、江戸時代から残されている可能性のある樹木を古木としている。	史跡盛岡城跡植栽管理基本計画	4本（エドヒガン、コウヤマキ、イチイ）	特になし。
仙台城	市指定天然記念物	仙台城二の丸の造営(1638年)と同時期から存在していると思われる樹木を指定している。	仙台市文化財保護条例	13本（スギ）	東北大学の管理地となっている。
二本松城	霞ヶ城の傘マツ 二本松城跡箕輪門のアカマツ 二本松城跡のイロハカエデ	文化財保護審議会で諮問を行い、指定している。	二本松市文化財保護条例	6本（マツ、イロハカエデ）	定期的に庭園管理委託業者（樹木医）による点検を行い、異常が確認された場合は、樹勢回復のための適切な措置を行っている。

委員名	意見 上段: 計画上の場所・意見概要、下段: 意見詳細(委員意見を貼り付け)	事務局対応状況
伊東 龍一 委員	<p>2章 歴史: 表が小さい(表2-3-1)(p27) ほか</p> <p>全体に図表の文字が小さいのですが(私だけかもしれませんが)が、とくに表2-3-1は十分に文字を大きくできる部分があるにもかかわらず小さいです。左列の西暦の数字は大きくできなくても、和暦の文字や最上部の項目の文字、表中の文字は十分に大きくできるはずで、時間との相談で、可能であればご対応いただければ幸いです。</p>	<p>ご指摘の箇所を修正します。</p>
	<p>全体: 「コラム」となっているものを本文に記す</p> <p>「コラム」というのが、ところどころに出てきます。気軽な読み物であれば、空白を埋めるコラムも必要かと思いますが、今取り組んでいるのは「保存計画」ですから、必要な情報であれば、きちんと本文に記す方が良いでしょうと思います。</p>	<p>「コラム」という表現をやめ、「資料」とし、本文の一部とします。(別紙資料2-3参照)</p>
伊東 麗子 委員	<p>4章6 桜: 補植の品種 (p158 14行目)</p> <p>「ソメイヨシノが全国的にジンダイアケボノやコマツオトメに置き換えられている」という文章は、正確ではないと思います。現状は、「日本花の会」という組織がジンダイアケボノを推奨・販売し、全国的に展開させようとしているに過ぎません。詳細な診断結果をみていませんが、暑い場所にある熊本城ではてんぐ巣病は見られないと思いますので、あえて代替する必要性は低く、最近ではジンダイアケボノでも様々な病気の症状が報告され始めました。何より、本書が一つの組織の利益を後押ししているようにもみえますので、具体的に書かれたこの文章を入れるのは、誤解される心配があります。シンプルに、『・・・花色を揃えるために同じ「染井吉野」を選択する。ただし、桜並木全体を補植するような場合は、必要に応じて他の品種への変更も検討する。』でどうでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、修正します。(別紙資料2-4参照)</p>
	<p>4章9. 梅: 誤字 (p176下から3行目)</p> <p>脱字があります。 傷が出来ている痕跡みられた。→痕跡がみられた。</p>	<p>ご指摘の箇所を修正します。</p>
	<p>4章 まとめ表: 文字化け(p194)</p> <p>管理方針のまとめの①～⑦以降、最初の文字が文字化けしています。</p>	<p>ご指摘の箇所を修正します。(別紙資料2-10参照)</p>
小畑 弘己 委員	意見なし	
河島 一夫 委員	<p>4章3. 景観: 景観上の不要な樹木</p> <p>○例えば、二ノ丸から、天守閣を見た場合には、天守閣の手前にある二本の楠があり、時に剪定されているように思いますが、景観的にいらぬと思います。前にも言いましたが、加藤神社から見た時、以前は小天守は大きな楠で隠れて見えませんでした。今は、天守閣を見る絶好の場所となっております。楠は、ご承知の通り、成長すればとても大きくなります。このへんも今後、どのように管理していくか、課題と思います。桜の木も寿命がありますが、大木とはなりません。いくら伐採されたあとに、桜や低木の木を植えられたらと思います。</p>	<p>ご意見、参考にさせていただきます。具体的には、今後の景観の検証時に併せて議論させていただきたいと思います。</p>
	<p>○他県の城を多く見っていますが、天守閣の周りには、木は植えてなく、天守閣を360度から見られるように思います。その景観も大事かと思ひ、開かずの門の西側に並んで植えられている6本ほどの木は、元NHKから見て天守閣をかくしてしまっている樹木と思います。何のためにあそこに植えているのか意味がわかりません。手取町から見た景観も、年々少しずつ樹木を伐採して、もう少しすっきりした景観にした方がいいと思います。一度に切ると、批判がおこるのは当然だと思います。</p>	<p>ご意見、参考にさせていただきます。具体的には、今後の景観の検証時に併せて議論させていただきたいと思います。</p>
	<p>○この頃、戦前の熊本城の空撮の写真を入手しました。驚くほどに木が植えられていて、戦後にその多くを伐採したことが分かります。宇土櫓の手前の堀も木で埋めつくされています。宇土櫓だけがぼつんとあり、天守閣の場所は、第六師団の建物が見えます。他は城内森です。写真を送ります。(別紙資料2-5参照)</p>	<p>資料、ありがとうございました。参考にさせていただきます。</p>
坂本 浩 委員	<p>全体: 全体量が多い、工夫が必要</p> <p>【全体】 ・あまりにも詳細で、膨大な情報量となっている ・全体像を市民が理解できるような概要版を作るとしても、そのイメージが想像できない ・各論としてのやるべきこと、方針の類があまりにも多く、優先順位も見えない ・組織内部で共有するだけでなく、市民もまきこんで保存に取り組むべきであり、そのためには、市民にも理解してもらわなければならないが、かなりの工夫が必要と思われる ※感想で申し訳ありません</p>	<p>ご意見、参考にさせていただきます。具体的には、今後、概要版を作成し理解しやすい読み物として整理をします。さらに、これを周辺校区には町内回覧することで周知を図ります。また、市政だよりへの掲載も予定しており、HPへの誘導で概要版、詳細版を確認できるようにします。</p>
小堀 俊夫 委員	<p>4章3. 景観: 景観に関する評価方法、検討方法 (p120)</p> <p>・景観の検証に数値目標を設定することについて否定はしないが、どの程度の緑の量が適切かという点については、数値化できない定性評価的要素が大きいのではないかと。 ・映像処理によるシミュレーション画像を活用し、例えば風景画家や風景写真家の意見なども取り入れた感性面からの評価、検討が必要ではないかと思料する。</p>	<p>ご意見、参考にさせていただきます。具体的には、今後の景観の検証時に併せて議論させていただきたいと思います。</p>

委員名	意見 上段:計画上の場所・意見概要、下段:意見詳細(委員意見を貼り付け)	事務局対応状況
西嶋 公一 委員	<p>4章全般 現状・課題と今後の管理方針:整備計画が未策定の中で、課題が多数、検討が必要といった表現が多い。</p> <p>本計画は、上位計画である保存活用計画において、緑の活かし方(活用)についての基本方針等が定められていない為に(保存管理には言及している)、問題、課題が多々散見される。 委員会で疑問を呈された「あるべき姿」、「緑の量」(多角的視点による定量指標)については、不問に付された。 また、持続的な緑のあり方を示すであろう整備基本計画も未策定のままでの本計画の策定は、不備を抱えたままの計画記述にならざるを得ない。</p> <p>そのような不足、不備の為、本計画の文中では「検討が必要」が連発、連呼されており、例えば、撤去後の適切な緑の量について「将来の景観の検証の際に併せて検討していく」と言った”切った後で考える”とも受け取れる記載もある。</p> <p>本文構成は、(1)現状と課題、「課題まとめ」、(2)方針との構成だが、上述のように「課題まとめ」での「検討が必要」とする事項が多すぎて、管理計画としては、なじまない。本来なら課題の改善策が提示されるべきものであって、そうでない事項は、今後に向けた課題として、別途、まとめて整理されるべきでは。</p> <p>今回の計画策定の主眼は、危険木という緊急性の高い対応や遺構影響木という文化財保存に関わる対処を中心としたものであって、年度内の取りまとめは止むを得ない。(但し、復元建造物の見え隠れの問題は、急を要しない)</p> <p>市は来年4月に「森の都推進部(仮称)」を設け、複数部局にまたがる緑化推進等の業務を集約する方針との報道があったが、本計画策定後は、保存活用計画の改定をにらんで、そもそも論とも言える、持続的な緑の活かし方(活用)やあるべき姿(定量指標)、景観の創造(復元建造物や夜間の景観も含む)等についての議論、検討に入っていたきたい。(委員として復旧計画優先を付度した反省もある)</p>	<p>4章は課題整理を行い、それを受けた方針という構成で整理をしております。今後は課題を解決するべく計画・方針に基づく事業実施を行っていきたくと考えています。</p> <p>景観に関する検討については、景観シミュレーションにてまずは危険木・遺構影響木撤去後の変化を確認していただいたところですが、今後の市民からの反響等も考慮しつつ、適切な緑量(あるべき姿)について検証を行っていきたくと考えています。</p> <p>なお、熊本城は市域における重要なファクターであることは認識しており、今後も引き続き熊本城総合事務所以外のみどり部署との連携を図っていきたくと考えております。</p>
	<p>5章 ④市民協働</p> <p>今回の検討過程で明らかになった近現代における市民の植樹等による『緑の育成・増進』は、城域における民主化の最たるものであり、これらの芽を摘むことなく、まちづくりの中で文化財を活かしていくことを市民との協働の柱として民主化を進展させるべきだが、市民との協働に関する記述では、市民を作業分担者と見ており、あまりにも的外れで、市民を協働者と見なしていない。</p>	<p>計画上ではこのような表記となりますが、今後も協働者として協力を仰いでいきたくと考えています。</p>
	<p>全体:「コラム」との表記に関して</p> <p>コラムとは個人的な意見や感慨が述べられるものであって、このような計画での表記としては、不似合い。</p>	<p>「コラム」という表現をやめ、「資料」とし、本文の一部とします。(別紙資料2-3参照)</p>
	<p>2章 歴史:利活用状況 (p68)</p> <p>「来城者の方々に大変好評をいただいている」(下から4-5行目)との表記があるが、評価についての記述が突然挿入されており、特に天守と長堀のライトアップでは、手法だけで無く費用や寄付の活用においても異論・反論の声が多いので、ここでの評価の記述は避けていただきたい。</p>	<p>ご指摘の箇所を修正します。(別紙資料2-6参照)</p>
	<p>4章6. サクラ:サクラ維持管理区域 図4-6-3(p159)</p> <p>特別史跡域であり桜並木の長堀前通りがサクラ維持管理区域になっていません。お城事務所の管轄外のように管轄部署と連携して、同区域にしたい。</p> <p>その他 依頼事項</p> <p>今回の各委員からの意見を、事前に全員へ共有していただくようお願いする。</p>	<p>本計画は熊本城総合事務所の管理区域内の計画であるため、区域に含めることは難しいのですが、図4-6-5 サクラ品種位置図では周辺区域も含んだ整理を行っており、今後も管理部署と連携してサクラ保護に取り組んでいきたくと考えています。</p> <p>共有します。</p>
服部 英雄 委員	意見なし	
廣瀬 美樹 委員	<p>4章6. サクラ:サクラ品種の選択と実行</p> <p>6.『桜の保護育成』森崎委員のご意見「桜を長期間見せる」ために桜の品種を選定することは、来城者数を増やし、観光経済収益を増加させることに大きく寄与するものと考えられるため、非常に重要と感じています。計画(案)に記載することはもちろん、出来る限り早急に実行していただくことを願っています。</p> <p>5章 保存管理の体制:寄付に関する提案</p> <p>「寄付」について計画案に早速、記載いただき感謝いたします。 空中通路が日本財団からの寄付によるものとわかる掲示がありますが、とてもわかりやすく、良いと思っています。お金に関しては、使途が明確であれば、皆納得し、寄付なども快諾することが往々にしてあると思います。例えばですが、寄付を桜の植樹に使用したらその桜に「この桜は令和〇年度熊本城みどりの寄付(仮称)により植樹しました」をサインをつけて、市政だよりや熊日などでそのことについて、寄付した人、これから募る市民・県民にしっかりアピールしてもらいたいです。</p>	<p>ご意見、参考にさせていただきます。計画に基づき、実行に向けた取り組みを行っていきたくと考えています。</p> <p>ご意見、参考にさせていただきます。</p>
森崎 正之 委員	意見なし	
毛利 秀士 委員	<p>2章、4章5. 古樹:藤崎台のクスノキ群</p> <p>※別紙資料2-11参照</p>	<p>熊本県との連絡・連携を密にしていきたいと考えています。</p>
山尾 敏孝 委員	<p>全体:図表番号の付し方、略称表記の統一など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てにわたって図表番号を付した上で、文章上に何かしら記載を。 ・危険木(D判定)を以下、危険木と掲載したならば、統一をする。など <p>※詳細にわたってご指導いただいています。ここでは省略させていただきます。</p> <p>4章3. 景観:緑被率、樹林地率の計算 (p118)</p> <p>緑被率の計算で可能ならば野草地を除いた場合の割合も計算したらどうか。</p> <p>4章3. 景観:四季に応じた景観変化のデータ蓄積(p120)</p> <p>数値目標を設定するための根拠として、四季に応じてどのような景観をみせているのか各視点場のデータ蓄積が必要と思う。</p> <p>4章8. 日本庭園の管理</p> <p>清爽園には石桁橋があることも記述して欲しい。</p>	<p>ご指摘の箇所を修正します。</p> <p>ご指摘の箇所については、説明不足の箇所があったため追記をします。(別紙資料2-7参照)</p> <p>ご指摘の箇所について追記します。(別紙資料2-8参照)</p> <p>ご指摘の箇所について追記します。(別紙資料2-9参照)</p>
山田 貴司 委員	意見なし	

【資料：肥後六花⁸⁾】 ←

肥後六花とは熊本特有の古典園芸植物のうち、肥後椿、肥後芍薬、肥後花菖蒲、肥後朝顔、肥後菊、肥後山茶花を指す。いずれも他にはない特徴を持つ美しい花々である。熊本藩第 6 代藩主細川重賢が武士たちの精神修養のために菊の栽培を奨励したことが起源とされる。第 10 代藩主細川斉護のころに誕生した園芸を愛好する藩士たちの集まりである「花連」によって様々な植物が栽培されたが、上記 6 種類の花は「肥後六花」と呼ばれ、数ある熊本の園芸植物の中でも特に重要視されている。代表的な特徴として、「花芯が大きい」「一重一文字咲き」「純粋な花色」などが挙げられる。←

肥後六花にはそれぞれに保存団体が存在し、伝統を守りながら栽培が行われているが、栽培家の減少などさまざまな課題がある。以下、それぞれの花について開花期順に記載する。←

○肥後椿（2月～4月開花） ←



栽培の正確な起源は不明だが、文政 12 年（1829）に書かれた『江戸白金植木屋文助筆記』に肥後椿の品種と栽培方法についての記載がみられるのが現在判明している最も古い記録である。←

(修正前) コラム
⇒ (修正後) 資料

第 2 章

特別史跡熊本城跡の概要、歴史的変遷を

【資料 2-4】 第 4 章 6. サクラの保護育成 (2) 方針 p 158

ンダイヤ)」「御信桜(ゴシンザクラ)」等があるのでこれらの導入も検討する。←

- ・熊本で発見された品種である「千原桜(チハラザクラ)」は生産量が少なく希少であるため、現状の本数の維持を図りたい。←
- ・サクラ並木は現在「染井吉野(ソメイヨシノ)」で構成されている。この場合は群としての美しさを見るため、補植する場合は開花のタイミング、花色を揃えるために同じ「染井吉野」を選択する。ただし、サクラ並木全体を補植するような場合は必要に応じて他の品種への変更も検討する。←
- ・二の丸エリアは多種類の品種を植えているエリアであり、早咲き種や遅咲き種を選択することで、なるべく長い期間花見を楽しめるよう工夫をする。遅咲き種にはサ

第 4 章

みどりの現状・課題と今後

(修正前) しかし、テングス病などの病気に弱いこともあり、近年全国的には「神代曙(ジンダイアケボノ)」や「小松乙女(コマツオトメ)」という品種に置き換えが行われてきている。そのため、桜並木全体を補植するような場合には品種の変更を検討する。

⇒ (修正後) 下線部のとおり

【資料 2-5】 河島委員 提供資料（戦前の熊本城の空撮写真）



店 賣 販 合 聯 本 熊

櫓 土 宇 城 本 熊 の 影 撮 り よ 機 號 廿 每 大

【資料 2-6】 第 2 章 7. 現在の熊本城跡の利活用状況 p68

現在の主要なイベントは表 2-7-1 に示す通りである。みどりに関する内容を取り上げると、春のくまもとお城まつりは、桜が開花し美しい時期の開催で、多くの来城者で賑わいを見せる（図 2-7-2）。また、秋のくまもとお城まつりでは、紅葉シーズンにあたり、天守閣前の大イチョウ（図-2-7-3）の見事な黄葉や、夜間の限定公開を行う旧細川刑部邸にてモミジ（図 2-7-4）をライトアップするなど、石垣や歴史的建造物と一体となった彩りのある景観を楽しんでいただく工夫も行っている。

（修正前）石垣や天守閣と一体となった彩りのある夜間景観は来城者の方々に大変好評をいただいている。⇒（修正後）下線部のとおり

表 4-3-1 緑被率、樹林地面積の変化（危険木・遺構影響木撤去前後の変化）

令和3年度時点		樹木撤去後の数値	
緑被地		緑被地	
面積	30.15ha	面積	29.24ha
緑被率※	62.0%	緑被率※	60.1%

危険木・遺構影響木の撤去実施

※ 「熊本市緑の基本計画」では緑被の種類により緑被率①、②、③の種類分けがあり、今回の計画では緑被率①を採用

緑被率①：(自然樹林+人工林+竹林+果樹園+草地) ÷ 対象区域

樹林地

追記しました

樹林地のみ		樹林地のみ	
面積	18.992ha	面積	16.94ha
割合	39.0%	割合	34.8%

危険木・遺構影響木の撤去実施

課題のまとめ

- ・本丸地区内の建造物（大天守・宇土櫓の最上階）から望む視点場については、現段階で特段の課題はない。
- ・本丸地区を外郭から望む視点場については、多数の視点場にて樹木の成長による眺望阻害が起きており、剪定や樹木撤去等の対処を検討する必要がある。
- ・危険木や遺構影響木の撤去を今後進めることにより、視点場から見える樹木の量も減少するため、その変化も勘案する必要がある。
- ・適切な樹木の量は人により感覚が大きく異なる。また、市を代表するようなビューポイントもあることから慎重な検討が必要となる。
- ・今回は緑被率という指標を使用し、みどりの減少量を数値化したが、今後景観の検証を進める際には数値目標の設定についても検討する必要がある。また、季節ごとの景観変化についてもデータ蓄積が必要である。

追記しました

そのため、危険木・遺構影響木の樹木撤去を実施する期間は景観の変化の把握に努めながら、撤去作業が完了した後に熊本城の復旧状況やその後の整備の方向性等を踏まえ、景観に関する検証を行うこととする。

検証の結果、景観上必要となった箇所については、追加の剪定や樹木撤去を行うこととする。なお、検証の際には四季の景観変化も勘案し、また、緑被率や緑視率¹といった指標やフォトモンタージュ手法を用いる等が想定される。

追記しました

高低差のある敷地内に上の池から小川をつたって下の池に水が流れ込むよう作庭され、庭石や石桁橋が据えられている。湧水が流れ込んでおり、熊本市が指定する「熊本水遺産」の一つに指定されている。近年は湧水量が減り淀みもあるが、美観を保つために地域住民のボランティア活動として定期的な清掃活動が行われている。

追記しました

第4章の14項目にわたる方針について、ここに抜粋しまとめた。 また、全体を「安全・文化財保護・景観・伝統・環境」のカテゴリーに分類し表示した。

○ 管理方針のまとめ

安全	文化財保護
1. 来城者の安全確保（危険木への対応）（第4章 p78参照）	
来城者の安全確保のため、危険木撤去を行うとともに、樹木点検を継続的に実施する。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 図和2年度の樹木点検で把握された危険木（322本）は原則撤去を行う。ただし、危険木のうち幕末以前から残る樹木（古樹・大樹）6本については、安全確保の手法（支柱や立入り禁止措置）を検討する。 ② 図木点検は今後も継続実施し、危険木や枯れ枝・腐朽枝・かかり枝等の把握に努め、新たに把握された異常に対し安全確保のために適切な対応（樹木撤去や枝の除去）を行う。 	
2. 遺構（重要文化財建造物・石垣等）の保護（遺構影響木への対応）（第4章 p85参照）	
遺構保護のため、遺構影響木の剪定・樹木撤去を行うとともに、樹木点検を継続的に実施する。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 図業の順序として危険木撤去の対応が完了した後に遺構影響木の対応を実施する。 ② 図険木を撤去した後の遺構影響木は295本あるが、それら全ての樹木撤去を行うと景観が大きく変化することから、遺構の種類により優先順位をつけ撤去を実施する。 ③ 図石垣に影響する遺構影響木”については、早急な対応が必要である169本に絞って樹木撤去を行う。撤去のスピードは、年間30本程度ずつ5年かけて実施する。 ④ 図要文化財建造物等に影響する遺構影響木”31本は、危険木撤去を行ったのち、樹木の上部の管理（枯れ枝・腐朽枝・かかり枝、建造物上部に覆いかぶさる枝の除去作業）により被害を防ぐ。 ⑤ 図記③、④の作業完了後も、定期的な樹木点検を実施し、把握された危険木や支柱枝に対し適時に対応することで遺構への被害を防ぐ。 ⑥ 図木撤去は地盤面より上で行い、残った切株からは「ひこばえ」が成長しないよう適宜除去する。 ⑦ 図垣面に生える樹木は幼木のうちに撤去すべく、定期的な除去作業を実施する。 	
3. 景観（眺望の確保など）（第4章 p98参照）	
今後、危険木・遺構影響木の撤去完了後、適切なみどりの量について十分に検証した上で景観に配慮した管理作業を実施する。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 図存活用計画に定められた視点場からの景観を重視し、熊本城とみどりの調和が図られるよう促していく。 ② 図険木・遺構影響木の樹木撤去が完了した後に、適切なみどりの量について十分に検証を行った上で、必要に応じて景観に配慮した剪定等の作業を行っていく。 ③ 図来性樹木の撤去の必要性や季節毎の風景についても、将来の景観の検証の際に併せて検討していく。 	
4. 樹木点検の実施（第4章 p126参照）	
樹木点検の手法をまとめた”熊本城樹木点検のてびき”を基に、定期的・継続的に点検を実施していく。また、点検により現状の把握を行い、安全確保や遺構保護、景観の維持に努める。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 樹木点検は「熊本城樹木点検のてびき」に基づき定期的・継続的に実施し、適切に危険木や遺構影響木、景観への影響を把握していく。 ② 実施については点検の種類（日常点検・定期点検・詳細点検）に応じ、管理者や専門家（樹木医）で行う。点検により把握できた樹木の異常に対しては、剪定や撤去といった対応を適時行うこととする 	
5. 幕末以前から残る樹木（古樹・大樹）の保護育成（第4章 p129参照）	
幕末以前から存在すると思われる樹木を古樹・大樹として認定し、永くそれら樹木が存続していくよう適正な管理を行い、生育環境の保全に努める。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 図下を古樹・大樹の認定基準とし、それに該当する古樹13本、大樹18本を現時点での認定樹木とする。 <認定基準> 古樹：古写真（明治初期）があり幕末以前から存在すると判断できる樹木 大樹：古写真は確認できないが絵図や幹周の数値から幕末以前から残っている可能性が高い樹木 (幹周条件：地盤面から高さ1.3mの位置において、クスノキは幹周5.0m以上、その他の樹種は幹周4.0m以上) ② 図末以前から残る樹木（古樹・大樹）を市民にも広く知ってもらうため、銘板の設置や云われなどの情報を整理し公開する。 ③ 図正な管理と生育環境の保全のために、定期的な樹木医による点検・診断を行う。また、必要に応じて樹勢回復の措置を行い、保護育成に努める。 ④ 図険木（D判定）の古樹・大樹については、来城者の安全確保、文化財の保護対策も併せて実施する。（立ち入り禁止措置・剪定等の実施） ⑤ 図木は生き物であり、最終的には枯死するものである。そのため、保護育成の措置を実施しても樹勢回復が見込めず来城者や遺構に影響が及ぶ場合には、樹木医の判断と現状変更等の許可を得たうえで最終的に撤去を行う場合もあるものとする。 	
6. サクラの保護育成（第4章 p149参照）	
現状では様々な理由から衰弱が進んでいるサクラについて、危険木や遺構影響木のサクラについては撤去を行う必要がある。しかし、サクラの名所としても定着していることから、今後は、遺構保護に十分に配慮する中で、補植を行うことや残ったサクラを健全に育てるための保護育成に努める。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 図クラ維持管理区域”を設定し、この区域を中心にサクラの保護育成に取り組む。 ② 図険木や遺構影響木にあたるサクラは撤去が必要となるため、これらの補植を検討する。今後補植する際には、ヤマザクラ系を基本としつつ、エリアごとの特色や周辺のサクラの配置も踏まえて品種を選択することも可能とし、景観の継続保持に努める。 	
7. 樹木の維持管理手法（健全な樹木管理のために）（第4章 p162参照）	
適切な剪定等維持管理を行うことで、健全な樹木を育てるとともに、美しい熊本城の景観を作っていく。	
8. 日本庭園の管理（旧細川刑部邸庭園、清爽園）（第4章 p167参照）	
日本庭園の美観を保つために通常の樹木管理よりも質の高い庭園木としての適正な維持管理を行う。	
9. 梅園の管理（飯田丸、宮内、旧細川刑部邸庭園内）（第4章 p170参照）	
現状では様々な理由から衰弱が進んでいるウメについて、熊本城の見どころの一つでもあることから、今後も長く花を楽しめるよう積極的な保護育成に努める。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 図理上の注意点を整理し、管理スケジュールに沿った維持管理を行うことで、ウメの保護育成に取り組む。 ② 図険木は過密になってきているため撤去する。補植は難しいことから、残った樹木を大きく健全に育てていくことを目指す。 	
10. 肥後名花園（肥後六花）について（第4章 p179参照）	
熊本の伝統文化である肥後六花を将来の世代に引き継いでいくため、適切に維持管理し保存していく。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 図在、立入り制限区域となっていることから公開エリアやその他の施設での展示を積極的に行っていく。 ② 図人の栽培家では高齢化が進み、若い世代への継承が難しくなっている。そのため、より一層、関連部署、各花の保存団体との連携を深めつつ、熊本城総合事務所でも品種の保存やノウハウの継承に努め、肥後六花の伝統文化を将来の世代に引き継いでいく。 	
11. 中低木・草地管理（第4章 p184参照）	
中低木・草地・芝地は頻度の高い管理を継続して実施し、常に美しい熊本城の景観づくりに努めていく。	
12. 花壇管理（第4章 p186参照）	
今後、花壇やフラワーポットは宿根草を使用するなど管理費用を抑えつつも、季節感と和の雰囲気を出し、来城者の方々におもてなしの気持ちがかかる工夫を行っていく。	
13. 希少動植物への配慮（第4章 p190参照）	
熊本城内に生息・生育する希少動植物に配慮した工事・維持管理を行っていく。	
14. 発生材の活用（第4章 p191参照）	
今後撤去する樹木については、SDGsの観点や生きてきた樹木を大切に扱う環境教育の一環から、発生材の有効活用を進めていく。	

中低木・草地・花・肥後六花・希少種

高木